

平成 30 年度 地域の多様な課題に応える
低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業
モデル地域の公募要領

平成 30 年 3 月

環境省大臣官房環境計画課

平成 30 年度 地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業
モデル地域の公募要領

平成 30 年 3 月
環境省大臣官房環境計画課

環境省では、平成 30 年度地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業の実施に係る「モデル地域」について公募します。なお、本公募は、平成 30 年度予算成立等を前提に行うものです。

1. 事業概要

1. 1 事業の背景と目的

2015年12月の「パリ協定」採択を受け、中期的・長期的な温室効果ガス排出の大幅削減や緩和・適応の同時達成に向けた取組の推進が必要とされています。

我が国においても、地球温暖化対策推進法の改正により、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の記載事項として「都市機能の集約の促進」が明記され、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）でも、「都市のコンパクト化」が掲げられたところです。

また、同計画では、地方公共団体に対し、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意して再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入を目指すことや、地域資源である再エネを活用しながら地域活性化や生物多様性保全等の地域課題に応える低炭素型の都市づくりが求められています。

そのため、環境省では、再エネを活用した温室効果ガス排出削減や気候変動リスク増大の防止を図る都市モデルの事例を構築することを目的として、当該取組を実施していただくモデル地域（以下「モデル地域」という。）となる地方公共団体等を本公募により選定します。

1. 2 対象事業

(1). 都市機能集約及びレジリエンス強化の両立モデル事業

地方公共団体が地域の排出削減に関連する行政計画（都市計画・低炭素まちづくり計画等）との整合を図りつつ、都市機能集約（コンパクトシティ化）及びレジリエンス強化（災害に強いまちづくり）を図る事業。

(2). 地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業

地方公共団体と地元企業等がコンソーシアム（例えば、協議会など）を形成し、再エネ資源のポテンシャル・費用対効果・地域の理解・環境影響にも配慮しつつ、自然的社会的に持続可能な形で再エネを拡大する連携事業。

1. 3 対象事業者

(1). 都市機能集約及びレジリエンス強化の両立モデル事業

本事業に応募できる者は、地方公共団体とします。なお、本事業は、地方公共団体と複数の事業者等が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、地方公共団体が本事業の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者とします。

(2). 地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業

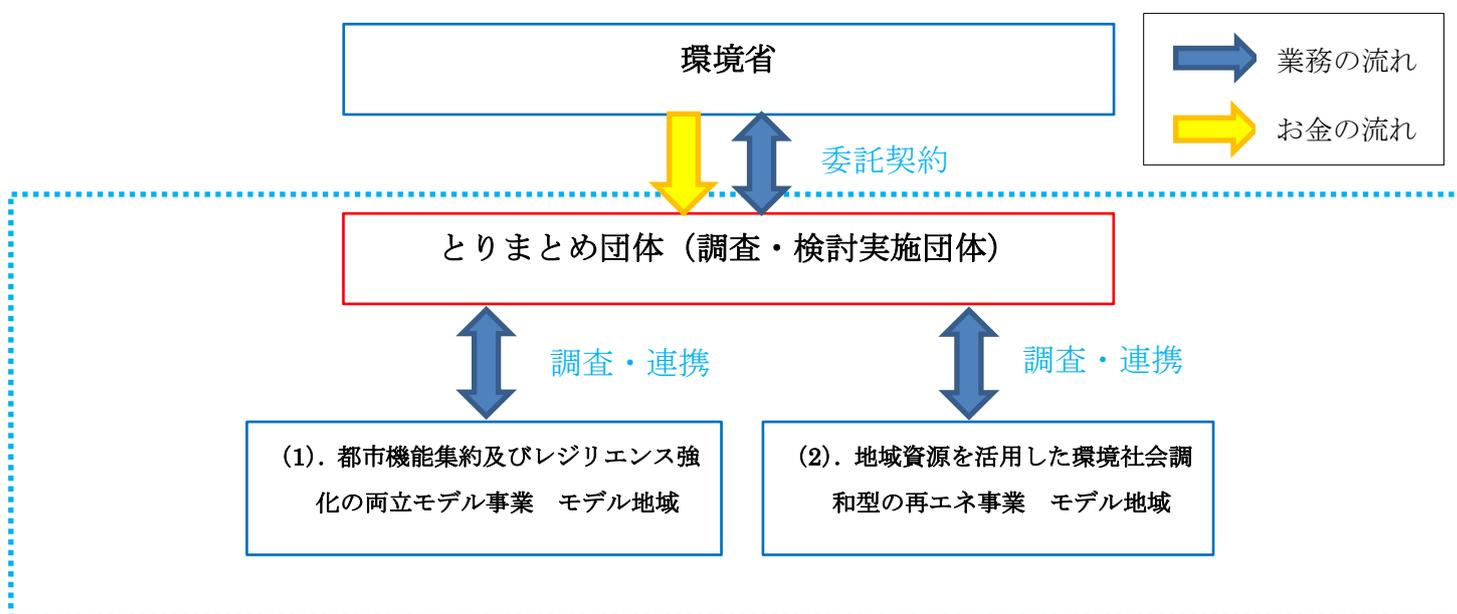
本事業に応募できる者は、地方公共団体と複数の事業者等がコンソーシアムを形成し、共同で行う者とします。

地方公共団体は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、地方公共団体は、事業が採択された後は、円滑な事業執行と目標達成のために、コンソーシアムを代表してその事業推進に係るとりまとめを行うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画

の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

1. 4 事業スキーム

モデル地域は、別途環境省が民間事業者に委託する「平成 30 年度地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業委託業務」において、選定されたモデル地域の調査・検討のとりまとめを行う団体（以下「とりまとめ団体」という。）と連携して、地方公共団体が実行計画の重点施策に位置づける事業の計画策定や実現可能性調査に取り組んでいただきます。なお、モデル地域については、1. 2 対象事業の（1）及び（2）をあわせて、予算の範囲内で最大 10 地域程度（1 地域あたり最大 2,000 万円程度の事業費を想定）までの選定を予定し、調査に係る費用はとりまとめ団体が支出することとなります（国やとりまとめ団体と（1）及び（2）のモデル地域は直接契約を締結することはありません）。



1. 5 応募要件

本事業の採択にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 都市機能集約及びレジリエンス強化の両立モデル事業

・基礎的要件

- ① 事業を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること
- ② 提案内容に、事業内容・事業効果試算が明確な根拠・考え方に基づき示されていること

・事業としての要件

- ① 排出削減に関連する行政計画（都市計画、低炭素まちづくり計画、公共施設等総合管理計画、立地適正化計画等）との適切な連携を図りつつ、地方公共団体実行計画に今後位置付けられる具体的施策、または既に位置付けられている施策に係る計画の策定や実現可能性調査であること

- ②温室効果ガス（エネルギー起源 CO2）の削減効果（見込み）について、事後的な評価に耐え得ること
- ③事業性・採算性について、事後的な検証に耐え得ること
- ④都市機能の集約と合わせて、気候変動による影響を加味した防災・減災等に対応したレジリエンス強化への貢献性が想定されること
- ⑤先進性・モデル性があり、他地域への展開の可能性が見込めるなど、普及性が想定されること

(2)．地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業

・基礎的要件

- ①事業を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること
- ②提案内容に、事業内容・事業効果試算が明確な根拠・考え方に基づき示されていること

・事業としての要件

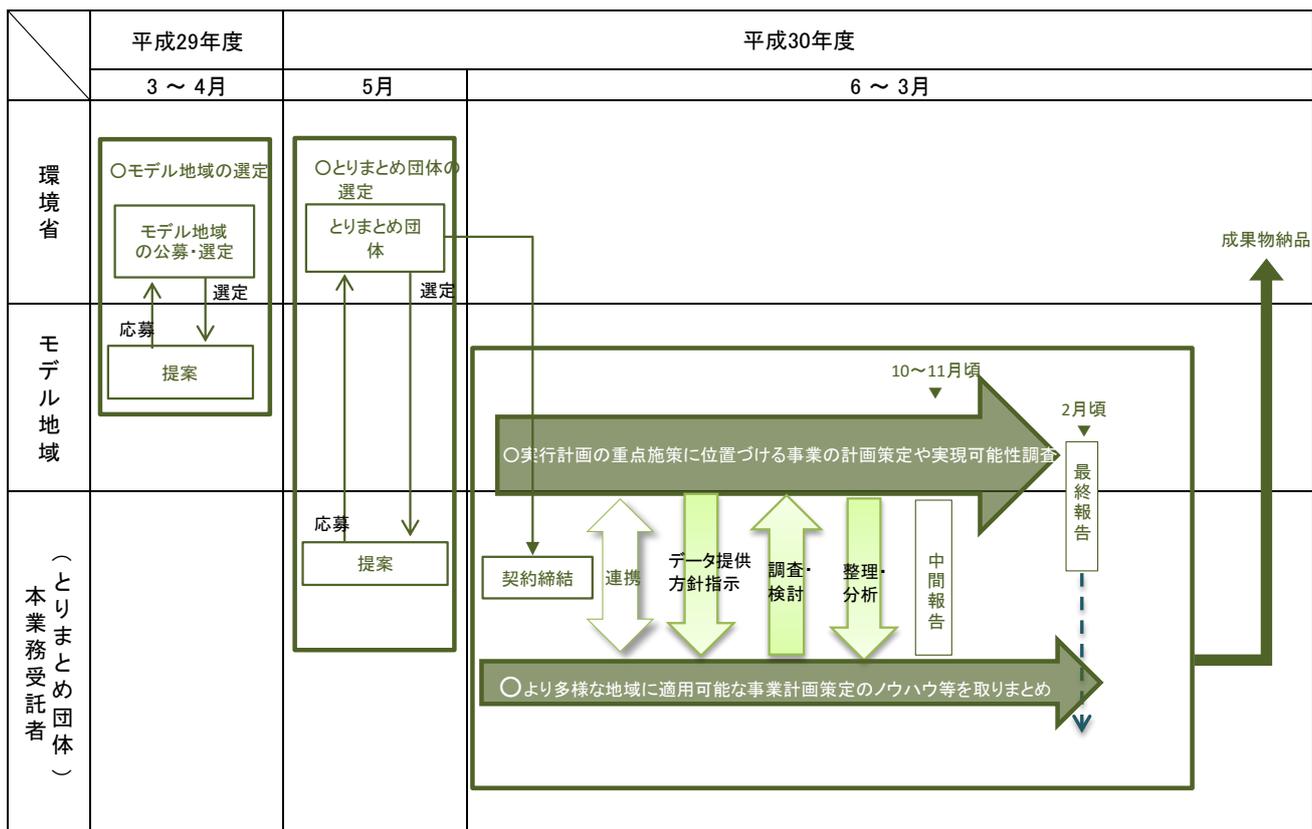
- ① 地方公共団体実行計画に今後位置付けられる具体的施策、または既に位置付けられている施策に係る計画の策定や実現可能性調査であること
- ②温室効果ガス（エネルギー起源 CO2）の削減効果（見込み）について、事後的な評価に耐え得ること
- ③事業性・採算性について、事後的な検証に耐え得ること
- ④地域主導で官民連携により、地域資源を活用し、地域の理解・環境影響にも配慮しつつ、持続可能な形で再エネの大量導入が想定されること
- ⑤先進性・モデル性があり、他地域への展開の可能性が見込めるなど、普及性が想定されること

1. 6 事業期間

原則として単年度とします。ただし、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、事業が当該年度内を超えて実施する必要がある、かつ、正当な事由に該当すると認められた場合は2カ年度とします。

なお、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、2カ年度の事業の実施を保証するものではありません。また、中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがありますので予めご了承下さい。

事業実施のスケジュールは次に示すとおりです。



1. 7 事業の開始

採択後、環境省が別途委託する「平成30年度地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業委託業務」の受託者と環境省との当該委託契約の締結日以降に事業を開始することが可能となります。

1. 8 その他

応募に際しての必須要件ではありませんが、採択後の事業の適正な進行を期するため、各モデル地域において、外部有識者からなる検討会等の客観的な議論の場の構築・運営を強く推奨します。

2. 審査

2. 1 審査方法

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、モデル地域にふさわしいと考えられる地域を選定いたします（予算の範囲内で最大10地域程度（1地域あたり最大2,000万円程度の事業費を想定））。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。

①基礎審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、応募書類の明らかな記入ミス（書式・対象事業・削減効果など）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

②本審査

基礎審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者で構成）において、応募主体からヒアリングを行うなどして、1.5 応募要件の事業としての要件に基づいて審査を行った上で、予算の範囲内において、選定地域を決定します。

なお、事業を行うための能力・実施体制に疑義がある場合等は、外部機関を活用した審査を実施する場合があります。

③モデル地域の決定

選定地域の採否は、審査委員会による審査を基に行います。採択にあたっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、提案の内容、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

3. 応募方法

3.1 応募書類及び手続

(1) 応募様式について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。様式の電子ファイルは、環境省 HP からダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

- ・地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業応募申請書
- ・コンソーシアムを形成する場合または共同実施で行う場合は、以下のものについても提出して下さい。

①コンソーシアムの形成状況が確認できる文書（例：覚書、協定書）

※覚書や協定書等が存在しない場合、本事業の申請に先立ち、これまで申請者が構成員と協議・検討を行ってきた経緯が確認できる資料（例：連絡会議の設置要綱、開催実績が分かるもの等）や今後連絡会議等の立ち上げるとする合意が確認できる資料（連絡会議等の設置要綱案等）を添付して下さい。

②地方公共団体以外の事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款又は寄附行為

③事業者及び民間研究所等の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

- ・その他参考資料（必要な場合のみ）

(2) 応募書類の提出方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成30年度地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業 応募書類」と朱書きで明記して下さい。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって下さい。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房環境計画課

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

3. 1 応募書類及び手続(1)に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。また、書類の電子データ(パンフレット等の参考資料は不要)を保存した電子媒体(DVD-R)を1部提出して下さい(電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい)。

(4) 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報は、「平成30年度地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業」以外の目的で使用することはありません。

(5) 受付期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月27日(金)17時必着

※応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

3. 2 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は下記のとおりです(3.1 応募書類及び手続(2) 応募書類の提出先と同じ)。ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「平成30年度地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房環境計画課
E-mail: SOKAN_CHIIKI@env. go. jp

3. 3 その他

- (1) 公募により提案のあった事業を、審査委員会において審査した上で、選定・採択します。応募にあたり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んで下さい。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。